

# DAN ベンチャーキャピタル株式会社

## 株式投資型クラウドファンディング業務に関する 会員登録時交付書面（一般的注意事項）

- 株式投資型クラウドファンディング業務は募集等の取扱いによる資金調達であり、流通取引が行われることを前提としていません。
- 株式投資型クラウドファンディング業務による非上場株式（店頭有価証券）のご購入に当たっては、配当や売却益等の金銭的利益の追求よりむしろ、その発行会社及びその行う事業に対する共感又は支援が主な旨とされるべきです。
- 発行会社や当社に起因する事由により、株式投資型クラウドファンディング業務が中止されることがあります。
- 株式投資型クラウドファンディング業務により、非上場株式（店頭有価証券）をご購入される際には、あらかじめ発行会社ごとの契約締結前交付書面に記載されたリスクや留意点等をよくお読みいただき、ご不明な点はお申込み前にご確認ください。

### 手数料など諸費用について

- ・ 株式投資型クラウドファンディング業務により店頭有価証券をご購入される場合は、購入対価および購入対価に対して募集手数料 11.00%（消費税込み）（2019年10月1日現在）（将来変更されることがあります）をお支払いいただきます。
- ・ 株主名簿の管理に関する事務代行を当社が行う場合、発行会社から事務管理手数料を頂くことがあります。
- ・ 当社は、お客様から店頭有価証券のご購入に必要な金銭をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して管理させていただきます。分別管理について、費用はかかりません。
- ・ 当社の業務は、店頭有価証券の募集又は私募の取扱いであり、株式等の店頭有価証券の券面の預託を受けることができないため、会員費用や口座管理料等は発生しません。

### 株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券のお取引においては、一般的に、以下のような事象により、損失が生ずるおそれがあります

- ・ 株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入される店頭有価証券は、換金性が著しく乏しく、売りたいときに売れない可能性があり、さらに、株式相場等の影響を受ける等により、価格が大きく変動する可能性もあることから、不測の損害が発生するおそれがあります。また、取引の参考となる気配や相場は存在しません。
- ・ 株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入される店頭有価証券は金融商品取引所に上場されておらず、その発行会社は、収益基盤が確立されていないことなどにより財務体質が脆弱な状態となっている場合もあります。当該発行会社等の信

用状況に応じてご購入後に価格が変動すること等により、損失が生じることや、その価値が消失し、大きく価値が失われることがあります。

- ・ 取得請求権、新株予約権等が付された店頭有価証券を株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入される場合は、あらかじめ定められた期限内に権利を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合がありますのでご注意ください。
- ・ 競合他社の存在等により、事業計画通りに収益が計上できず、結果としてその発行する店頭有価証券の価格が当初購入金額を大きく下回ることによって、損失が発生するリスクがあります。
- ・ 事業計画通りに収益が計上できず、将来、発行会社が倒産するリスクや発行した店頭有価証券が無価値となるリスクがあります。

**その他、株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券のお取引には、以下のような留意事項があります**

- ・ 株式投資型クラウドファンディング業務の個別払込額（店頭有価証券をご購入されるお客様が払い込む額（購入対価）をいいます。）は発行会社1社につき年間50万円以下に限られています。
- ・ 株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱われる個別の店頭有価証券及びその発行会社の内容に関するご照会につきましては、運営サイト及び電子メールのみを利用して受け付けており、それら以外の方法（電話や訪問等）によりご回答することはできません。
- ・ 発行会社は、金融商品取引法に基づく開示又は金融商品取引所の規則に基づく情報の適時開示と同等程度の情報開示は義務付けられていません。
- ・ 店頭有価証券の発行会社の財務情報については、公認会計士又は監査法人による監査を受けていません。
- ・ 株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入される株式について、配当が支払われないことがあります。
- ・ 株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入される店頭有価証券は、社債のように償還されたり、利息が支払われることはありません。
- ・ 店頭有価証券には次のとおり譲渡制限が付されているため、店頭取引が行われたとしても、譲渡による取得について同社による承認が得られず、株主としての権利移転が行われない場合があります。
- ・ 募集結果については、当社の運営サイト上で公表すると同時に、応募申込者に電子メールで伝達します。
- ・ 募集終了後、投資家に対しては、会社法に基づく年1回の決算情報を提供します。
- ・ また、発行会社に関する重大な情報があった場合や、経営状態の変化等により資金使途に変更が生じた場合には、運営サイト上での掲載および電子メールで伝達します。

## 株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券のご購入に際しての契約の取扱いについて

- ・ 応募申込日を含め8日間は、運営サイト上、または電子メールにより、応募申込の撤回を受け付けます。
- ・ 株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券のご購入に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定に基づく書面による金融商品取引契約の解除を行うことはできません。

info@danvc.co.jp

## 株式投資型クラウドファンディング業務に係る金融商品取引契約の概要

株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の募集又は私募の取扱い

### 金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 非上場株式の譲渡所得等に対する課税税率は、上場株式と同じ20.315%（所得税15%、復興特別所得税 所得税額×2.1%、住民税5%）ですが、平成28年分以後は、上場株式等のグループと一般株式等のグループとの間で譲渡損益を通算することができず、それぞれのグループ別に区分して「上場株式等の譲渡所得等」または「一般株式等の譲渡所得等」の金額を計算する必要があります。
  - 詳細につきましては、税理士等の専門家にご相談ください。
- ・ 非上場株式の配当金は、原則として、配当所得となります。上場株式等の税率は20.315%ですが、非上場株式の場合は20.42%と若干異なります。一回で受け取る配当金額により、確定申告をしなくてもよいケースもあります。
  - 詳細につきましては、税理士等の専門家にご相談ください。
- ・ NISA（ニーサ）口座の開設はできません。

### 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券のご購入に係る勧誘を行う場合は、以下によります。

- ・ 株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱われる個別の店頭有価証券及びその発行会社の内容に関するご照会につきましては、運営サイト上及び電子メールのみを利用して受け付けており、それら以外の方法（電話や訪問等）により、ご回答することはできません。
- ・ 株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券のご購入に係る申込金額の合計が、目標募集額を下回る場合、及び上回る場合における取扱いの方法は、次のとおりです。
  - 発行会社は、申込金額の合計が目標募集額に達しない場合には、株式の発行を見送り、当社はお客様からの預り金があれば返金します。
  - 発行会社は、申込金額の合計が目標募集額を超えた場合には、株式を発行します。

- 発行会社は、目標募集額の 115%以内を上限募集額として設定します。申込金額の合計が上限募集額を超えた場合、超過分についての発行は行わず、上限募集額を発行価額の総額として株式を発行します。
  - お客様からの応募申込は先着順により、申込金額の合計が上限募集額に達するまでは株式発行の対象となる申込（以下「発行対象申込」といいます。）として受け付け、申込金額の合計が上限募集額を超過した場合でも、当該超過部分の申込はキャンセル待ちの申込（以下「キャンセル待ち申込」といいます。）として受け付けます。
  - 申込金額の合計が上限募集額を超過した後、申込撤回の発生によって発行対象申込の申込金額の合計が上限募集額を下回ることとなった場合、当該下回ることとなった部分の金額について、キャンセル待ち申込を先着順で順次、発行対象申込に振り替えます。
  - 上限募集額、募集口数等の募集条件や申込撤回の発生状況等により、申込株数のすべてを購入できない場合があります。
- ・ なお、発行会社が調達する資金の用途について、当社はその内容及び必要性を当社の運営サイト上の発行会社の募集情報のページに明示し、お客様に対して十分な説明を行います。
  - ・ 応募申込をされた場合、申込撤回期間（申込日から起算して8日間）の終了日までに、申込金額と消費税を含めた募集手数料の合計を、当社指定の銀行口座にお振込み下さい。（振込手数料はお客様のご負担となります）
  - ・ 募集結果については、運営サイト上で公表すると同時に、応募申込者に電子メールで伝達します。
  - ・ 募集が成立し、株式投資型クラウドファンディング業務により店頭有価証券の応募申込が約定した場合には、取引報告書（契約締結時書面）を電子メールにより、お客様に送付いたします。
  - ・ 募集終了後、お客様に対しては、会社法に基づく事業報告及び計算書類を年に 1 度、発行会社より提供することに加え、当社の運営サイト上で情報を提供いたします。
  - ・ また、募集終了後、発行会社における重要な意思決定や重要な事実を把握した場合や、経営状態の変化等により資金用途に変更が生じた場合には、運営サイト上での掲載および電子メールを送付します。

### その他の留意事項

- ・ 株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱われる個別の店頭有価証券及びその発行会社の内容に関するご照会につきましては、当社ウェブサイト及び電子メールのみを利用して受け付けており、それら以外の方法（電話や訪問等）により、ご回答することはできません。

連絡先：DAN ベンチャーキャピタル株式会社 カスタマーサービス部  
[info@danvc.co.jp](mailto:info@danvc.co.jp)

- ・ 当社の株式投資型クラウドファンディング業務については、法令諸規則によるほか、当社が定める取扱要領に基づいて取り扱われます。

### 当社の概要

商 号	等	DAN ベンチャーキャピタル株式会社
		金融商品取引業者（第一種少額電子募集取扱業者）

本店所在地	関東財務局長（金商）第 3000 号
加入協会	〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-1-1 帝国ホテルタワー15 階
指定紛争解決機関	日本証券業協会
投資者保護基金	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 未加入 ※弊社は、日本投資者保護基金に未加入のため、お客様が弊社に対して 有する債権は、金融商品取引法第 79 条の 56 条第 1 項に規定する補償 対象債権には該当しません。
資本金	1 億 5 千 855 万円（2019 年 10 月 29 日現在）
主な事業	第一種少額電子募集取扱業務、適格機関投資家等特例業務、 コンサルティング事業、教育研修事業
設立年月	平成 27 年 5 月 15 日
連絡先	電子メール info@danvc.co.jp

当社は、日本証券業者の特定業務会員であり、自己資本規制比率の規制は適用されていません。  
また、店頭有価証券の券面の預託を受けることはできません。

以 上

**株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券のご購入に関する確認書**

私は、次の内容を十分理解し、私の判断と責任において、株式投資型クラウドファンディング業務により、店頭有価証券(非上場株式)を購入します。

**(株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入される店頭有価証券の性格)**

- ① 株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券のご購入に当たっては、金銭的利益の追求よりむしろ、その発行会社及びその行う事業に対する共感又は支援が主な旨とされるべきです。
- ② 株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入される店頭有価証券の発行会社は、上場会社のように金融商品取引法に基づく開示又は金融商品取引所の規則に基づく情報の適時開示と同等程度の開示は義務付けられていません。したがって、当該発行会社による開示は上場会社による開示と比べて、その内容、頻度及びタイミングが異なっています。
- ③ 株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入される店頭有価証券の発行会社の財務情報については、その多くは公認会計士又は監査法人による監査を受けていません。個別の発行会社の監査の状況については、当社運営サイト及び当社がお客様に交付する個別銘柄毎の「契約締結前交付書面」に記載していますので、これらをご確認ください。
- ④ 株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入される店頭有価証券には、取引の参考となる気配及び相場が存在しません。
- ⑤ 株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入される店頭有価証券は、換金性が著しく乏しく、売りたいときに売れない可能性があり、さらに、株式相場等の影響を受ける等により、価格が大きく変動する可能性もあることから、不測の損害が発生するおそれがあります(個別銘柄に係るリスクの詳細については、当社運営サイト及び当社がお客様に交付する個別銘柄毎の「契約締結前交付書面」に記載していますので、これらをご確認ください)。これは、発行後において証券会社により当該店頭有価証券について株主コミュニティが運営される場合であっても、同様です。
- ⑥ 株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入された店頭有価証券に譲渡制限が付されている場合は、当該ご購入後に当該店頭有価証券の売買が行われたとしても、株主としての権利の移転が認められない場合があります。また、個別の店頭有価証券に譲渡制限が付されている場合は、その旨及びその内容については、当社運営サイト及び当社がお客様に交付する個別銘柄毎の「契約締結前交付書面」に記載していますので、これらをご確認ください。
- ⑦ 株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入される株式について、配当が支払われないことがあります。
- ⑧ 株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入される店頭有価証券は、社債のように償還されたり、利息が支払われることはありません。
- ⑨ 株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入される店頭有価証券は、発行会社又はその周辺の状態により、価値が消失する等、ご購入時と比べてその価値が大きく失われることがあります。

- ⑩ 発行会社や当社に起因する事由により、株式投資型クラウドファンディング業務が中止されることがあります。
- ⑪ 上記のほか、株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入される店頭有価証券に投資するに当たっては、次のようなリスクがあります。
- ・ 競合他社の存在等により、事業計画通りに収益が計上できず、結果としてその発行する店頭有価証券の価格が当初購入金額を大きく下回ることによって、損失が発生するリスクがあります。
  - ・ 事業計画通りに収益を計上できず、将来、発行会社が倒産するリスクや発行した店頭有価証券が無価値となるリスクがあります。
  - ・ 今後の経営環境の変化等に応じて、事業計画を遂行するために、発行会社が株式の追加募集をしたり、資金使途に変化が生じる可能性があります。

### **(株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入される店頭有価証券の取扱い)**

- ① 株式投資型クラウドファンディング業務においては、取り扱われる個別の店頭有価証券及びその発行会社の内容に関するご説明やご購入の申込み等、当該店頭有価証券のご購入に関する手続は、すべて当社運営サイト及び電子メールのみを利用して行われます。法令により、それら以外の方法(電話や訪問等)を利用して、株式投資型クラウドファンディング業務を行うことができないとされています。
- ② 上記①と同じく、株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱われる個別の店頭有価証券やその発行会社の内容に関する照会についても、当社運営サイト及び電子メールのみを利用してご回答することとされています。このため、それら以外の方法(電話や訪問等)を利用して回答することはできません。
- ③ お客様が株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入される店頭有価証券の個別払込額(店頭有価証券をご購入されるお客様が払い込む額をいいます。)は、発行会社1社につき年間50万円以下に限られていますので、この範囲内でのご購入であることを、運営サイトの画面上で表明していただくこととなります。
- ④ 株式投資型クラウドファンディング業務においては、お客様の申込金額が、あらかじめ定められた目標募集額を下回る場合及び上回る場合の取扱いについては、次のとおりです。

なお、個別銘柄毎の取扱いについては、当社運営サイト及び当社がお客様に交付する個別銘柄毎の「契約締結前交付書面」に記載していますので、これらをご確認ください。

イ 申込金額の合計が目標募集額を下回る場合

- ・ 発行会社は、申込金額の合計が目標募集額に達しない場合には発行を見送り、お客様からの預り金があれば返金します。

ロ 申込金額の合計が目標募集額を上回る場合

- ・ 申込金額の合計が目標募集額を上回った場合には、株式を発行します。
- ・ お客様からの応募申込は先着順により、申込金額の合計が上限募集額に達するまでは株式を発行する対象となる申込(以下「発行対象申込」といいます。)として受け付け、申込金額の合計が上限募集額を超過した場合は、当該超過部分の申込はキャンセル待ちの申込(以下「キャンセル待ち申込」といいます。)として受け付けます。
- ・ 申込金額の合計が上限募集額を超過した後、申込撤回の発生によって発行対象申込の申込金額の合計が目標募集額を下回ることとなった場合、当該下回ることとなった部分の金額について、キャンセル待

ち申込を先着順で順次、発行対象申込に振り替えます。

- 上限募集額、募集口数等の募集条件や申込撤回の発生状況等により、申込株数のすべてを購入できない場合があります。
- 応募申込(キャンセル待ち申込を含む)を行ったお客様は、当社が設定する応募申込期間の終了日までに着金するように、当社指定の銀行口座あてに、申込金額に募集取扱手数料を加えた金額を送金する必要があります。なお、当該日までに着金されなかった場合又は送金額が不足する場合は、申込撤回として取り扱います。

⑤ 株式投資型クラウドファンディング業務により店頭有価証券をご購入される際に、当社がお客様より金銭の預託を受ける場合にあつては、店頭有価証券の受渡しの状況について、取引報告書によりご確認いただくことができます。

⑥ 株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入される店頭有価証券に関する株主管理については、次の方法がありますので、株主名簿管理等の手續についてはそれぞれに掲げる先にお問い合わせください。また、個別銘柄毎の取扱いについては、当社運営サイト及び当社がお客様に交付する個別銘柄毎の「契約締結前交付書面」に記載していますので、これらをご確認ください。

イ 株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入される店頭有価証券の発行会社が株式事務を株主名簿管理人に委託している場合は、信託銀行などの当該株主名簿管理人へお問い合わせください。

ロ 株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入される店頭有価証券の発行会社が、自社において株式事務を行っている場合は、当該発行会社に直接お問い合わせください。

⑦ 株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入された後の発行会社の事業の状況についての定期的な情報は、会社法にもとづき年1回の決算情報を提供します。決算情報は発行会社からの送付に加え、当社の運営サイト上で情報を提供します。

また、発行会社に関する重大な情報があった場合や、経営状態の変化等により資金使途に変更が生じた場合には、運営サイト上での掲載および電子メールで伝達します。また、個別銘柄毎の取扱いについては、当社運営サイト及び当社がお客様に交付する個別銘柄毎の「契約締結前交付書面」に記載していますので、これらをご確認ください。

⑧ 当社と発行会社との間に利害関係が認められる場合は、当社運営サイト及び当社がお客様に交付する個別銘柄毎の「契約締結前交付書面」に記載していますので、これらをご確認ください。

⑨ 当社は、第一種少額電子募集取扱業者であるため、証券会社と異なり、自己資本規制比率に係る規制や投資者保護基金への加入義務がありません。また、お客様から店頭有価証券の券面の預託を受けることができません。

#### **(手数料の概要)**

株式投資型クラウドファンディング業務により店頭有価証券をご購入される場合は、ご購入代金および購入代金に対して募集手数料 11.00% (消費税込み 2019 年 10 月 1 日現在) (将来変更されることがあります) を、申込撤回期間(申込日から起算して8日間)の終了日までに、お支払いいただきます。

なお、株主名簿の管理に関する事務代行を当社が行う場合、発行会社から事務管理手数料を頂くことがあります。



### (その他の留意事項)

① 当社が行う株式投資型クラウドファンディング業務に関する当社の問い合わせ先は以下のとおりです。

[info@danvc.co.jp](mailto:info@danvc.co.jp) カスタマーサービス部あて

※上記の問い合わせ先は、株式投資型クラウドファンディング業務に関する制度の内容のほか、店頭有価証券のご購入に当たっての事務手続やシステムの操作方法等をご案内するための窓口です。個別の銘柄に関するご質問については、当社運営サイトの各募集画面の質問掲示板よりご照会ください。

② ご購入の都度交付する「契約締結前交付書面」をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点をご購入前に、当社にご確認ください。株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入される店頭有価証券の会社法第 199 条第2項に基づく募集事項等、発行会社等に係る事項については、個別銘柄毎の「契約締結前交付書面」に記載しています。

③ 株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券のご購入については、金融商品取引法第 37 条の6の規定に基づく書面による金融商品取引契約の解除を行うことはできません。なお、株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券のご購入に係る申込みの撤回又は申込みに係る発行会社との契約の解除に関する個別銘柄毎の取扱いについては、当社運営サイト及び個別銘柄毎の「契約締結前交付書面」に記載していますので、これらをご確認ください。

以 上

注) この書面は、初めて株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券をご購入されるお客様（特定投資家（※）を除きます。）から、株式投資型クラウドファンディング業務によりご購入される店頭有価証券に係るリスク、手数料等の内容を理解し、自らの判断と責任において株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券をご購入される旨の確認を得るために徴求するものです。

※金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の投資者とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 3 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）をいいます。